## コンプライアンス宣言

一般社団法人鳥取県中小企業診断士協会(以下「本会」という)の役職員及び会員中小企業診断士は、 高い倫理観と責任感をもって、コンプライアンスを遵守し、誠実に行動していくことを宣言します。

## 1 法令を遵守します。

役職員及び会員中小企業診断士は、法令を遵守するとともに、社会規範にもとることのない誠実かつ公正な中小企業診断士活動を行います。業務に関連する法令やガイドライン等を正しく理解し、準拠して業務を行い、業務には、誠実かつ公正な態度で対応します。

2 利益相反行為は行いません。

関係先機関には誠意をもって接し、公正かつ適正な判断が損なわれるような利益相反行為は、いかなる場合も行いません。

3 暴力団、テロ集団等の反社会的勢力との関係は持ちません。

市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的な活動や勢力とは毅然とした態度で臨み、関係を一切持ちません。

4 関係機関と健全な関係を保持し、適切かつ公正な関係構築を行います。

贈収賄等を禁止するとともに、支援機関の専門家として支援する場合は、支援機関の一員としての立場を守り、倫理規程等に基づき、違法行為等幇助、地位利用等の禁止行為を行わず、公平、誠実に行動します。

5 情報を適切に管理します。

法令に基づく守秘義務を全うするため、業務上知りえた秘密及び個人情報を厳重かつ適切に管理し、 権限のない者に機密情報を開示したり、利用しません。また、インサイダー取引を行いません。

6 人権を尊重します。

性別、年齢、職業、国籍、人種、思想、信条、宗教、社会的地位等を理由とする差別や人権侵害は行いません。また、このような差別を許しません。

7 ハラスメント行為を排除します

セクシャル・ハラスメント、パワー・ハラスメント等のいかなるハラスメントも排除します。また、 嫌がらせや相手を不快にさせ、人格権を侵害するようないかなるハラスメント行為も行いません。

8 コンプライアンス意識の徹底

社会情勢の変化に応じ、継続的な注意喚起、定期的な研修の実施等、コンプライアンス意識の喚起、 浸透に積極的に取り組みます。

令和2年6月14日